令和８年度　高知県自殺対策連絡協議会　議事概要

日　時：令和８年８月３日（月曜日）　18：30　～　20：00

場　所：高知県庁２階　第二応接室

出席者：川田副会長、諸隈委員、西村委員、門田委員、松本委員、大石委員、山本委員、梅原委員、濵田委員、山光委員、中石委員、森氏（西本委員代理）、平松委員、夕部委員、山﨑会長、谷口委員、池上委員、公文委員

事務局　障害保健支援課他

※議事概要中の発言者において委員とあるものについては、委員代理による発言を含む

議題１「高知県の自殺の現状について」

議題２「令和７年度及び８年度の取組状況について」

障害保健支援課及び関係課より資料１及び資料２を説明

【意見・質問】

（委員）

SOS の出し方に関する教育研究事業として指定している県立学校６校について自殺の出現は減ったのか。そこまでの解析がまだできていないのか。

（事務局）

自殺が起きたかどうかの個別案件については申し上げにくいが、ハイリスクな児童生徒へ保健所や精神保健福祉センターとの連携により、未然に防ぐ取り組みと連動することが有効であったと感じる。

（委員）

事例について検討したうえで次の実施校が広がっていくため、具体的に検討していただきたい。

（事務局）

SOS の出し方教育と連動して取り組みを進めている子ども･若者の自殺危機対応チームでも件数は少ないが事例が上がってきている。危機的な状況にタイムリーに介入するとともに、リスクが少し落ち着いた後も、本人だけではなく、疲弊している学校の先生方や、家族を包括的に支援していく体制が地域の中で作られていくところが大変意義のある事業。事例が積み重なり、地域の対応力やノウハウが蓄積され、それを地域や学校に還元していけると考えている。

（会長）

高知県は割と早くから教育委員会と保健福祉部局とで連携してやってる。成果としてなかなかこう見えにくいところもあるが、その辺り皆さんのご協力を得ながら広げていければと思う。

生活困窮や経済的、法的な問題に関わる生きづらさを抱えた人に関して、弁護士、司法書士等で

支援をしていただいているところ。

（委員）

弁護士として特に関わることが多い４つの類型として、私個人としては借金問題、刑事事件、近隣トラブル、子どもの問題がある。借金問題では、整理手続の見通しを１回の相談で示せるだけでも、相談者の表情や発言が前向きになり、自殺対策として一定の効果があるのではないかと思っている。ただ、破産に進めない要因も多く、相当額で売却できそうな車を手放せないとおっしゃる方、また、弁護士が受任し債権者へ通知を出すと取立てが止まるのだが、それだけで安心してしまってその後の準備に協力しなくなってしまう、音信不通になる方がいて困ることがある。

刑事事件では、本人のみならず家族も精神的に不安定なことがあり、刑事処分後に親族から「本人が死にたいと言っている」と連絡が入ることもある。本人の了解を得る時間がない状況で、どう本人を守っていくのか苦労している。

近隣トラブルは、相談者又は相手方に精神疾患があり、被害妄想に基づくトラブルが生じているのではないかと思うケースも多い。まず相談者の苦しさを受け止めつつ医療や支援機関につなげたいが、病識がない、通院していない方の場合が難しい。相手側に疾患がありそうで実際にトラブルが起きている場合の対応も難しく、法的手続が必ずしも適切ではないとか、法的手続だけでは足りないと思われることもあり、相談者に対して、福祉保健所や市町村の障害福祉担当課への相談を勧めることもあるが、この場でそれでよいか教えていただきたい。

子どもに関する問題として、離婚、親権変更、性被害などが多く、家庭の不安定さから子どもが精神的に不安定になってしまうケースもある。医療の専門職ではないため受容的に聴きながら、必要に応じて主治医等へ情報共有している。

課題としては、破産の準備は意外と本人がやるべきことが多く、家計簿を作成し、資料を取り寄せ、借金が膨らんだ経緯の陳述書も作成し裁判所に出す必要があり苦労する。弁護士が受任後、最長でも半年程度で申立てまで進めたい。債権者側の権利にも配慮が必要であり、本人が精神的に不安定で資料集めなど進まない場合でも、いつまでも待てないことは理解していただきたい。

支援者がいる場合は、手続が止まらないよう「まだ終わっていない」「弁護士へ連絡を」といった声かけをしてほしい。

子どもの問題に関しては、子どもと親権者の方との信頼関係に問題が生じているケースの対応が難しい。

裁判所は、子どもの意思を尊重してくれる柔軟に対応してくれるように思うだが、児童相談所は親権者の意向を重視する傾向があるように思われ困ったことがあった。

また、法律相談に支援者が付き添ってくださると助かるケースが多い。

親族任せだと本人が言いづらかったり、親族なりの意見が入ってしまうなどデメリットが多い。

ただし、診療費未払いの方の通院先のソーシャルワーカーや、生活保護費の返還金がある場合のケースワーカーなど、支援者であると同時に債権者となる場合は利害関係があるため、付添いを断ることもある。

子どもに弁護士をつけることに関して馴染みがない方がいるが、離婚調停での子どもの代理人、親権者変更、性被害にあった子どもの代理人などは実務上一般的であり、相談だけでもよいこと、費用面で負担を求めないこともあり得るため、支援者側からもハードルを下げる声かけをしてほしい。

（会長）

トラブルがある方について、福祉保健所へ相談してもよいか。

（委員）

加害者の方に、福祉保健所がいきなり直接関わることは難しいが、自治体の保健師が把握しているようなケースもあろうかと思うので、確認を取りながら対応はできると思う。

（会長）

子どもの親権の問題で児童相談所の名前が出たが、現状についてお話いただきたい。

（委員）

基本的に児童相談所は親権者の意向を確認する。一方で児童相談所にも弁護士がおり、子どもの利益になるかどうかの観点を踏まえて対応する。先生が経験されたようなケースであれば、支援上支障があったためそのような回答をした可能性があると思う。法制度が変わり、非常に子どもの権利擁護とがここ近年すごく言われるようになったため、丁寧に関わりをしている状況。

（会長）

薬剤師会でも以前より自殺対策で様々な支援をしており、特に子どもの自殺、自殺未遂に関して、OD で処方薬や市販薬で購入する方もおり、今大きな問題となっていると思う。薬剤師会からも取り組んでいることをいくつかお話いただきたい。

（委員）

近年の若年層の OD 問題を受けて、令和 8 年 5 月 1 日から従来の乱用のおそれのある医薬品が、法律上の指定乱用防止医薬品という位置づけになった。これまで指定されていなかったジフェンヒドラミン（商品名：レスタミン）やデキストロメトルファン（商品名：メジコン）という 2 成分を加えた計 8 成分になり、18 歳未満の若年層に対して最小包装 1 個の販売に限られるようになった。

市販薬の販売力が多い大手のドラッグストアでは、購入者が明らかに 18 歳以上だとわかるような場合であっても基本的に 1 人 1 箱しか販売しないであるとか、写真付きの身分証明書を必ず確認する、確認できない場合は小包装 1 個だけしか販売しないという取り組みをしている。それに比べて、調剤薬局ではあまり市販薬を扱っていないという理由から、自分達の問題として十分に共有されてないような温度差を感じている。

ドラッグストアでの規制が厳しくなり、代替の購入先として調剤薬局を選ぶというケースは今後増えていくことを想定して、我々も行動していく必要がある。

しかしながら、こういった規制は一定の抑止力に繋がる可能性はあるが、複数店舗のはしご購入やインターネット購入を防ぐことはなかなか難しい。そのため、根底にある当事者の孤独や、家庭や学校での悩み、精神の不調、生きづらさに気づいて支援につなぐ視点が重要。

薬剤師会としては、薬剤師ゲートキーパー養成事業でアディクションについて学ぶ機会を設けてきた。昨年度は市販薬の OD に特化したような研修内容にし、原因薬物や当事者の心理的背景、ゲートキーパーの気づき、関わりに至るまでの講義や、販売現場を想定したロールプレイを行っている。

薬物乱用防止教室の内容も違法薬物の恐ろしさを脅し教育のようにやってきたが、OD は市販薬を含めた身近な薬物で起こっているということや、誰にでも起こりうることで、周囲が気づいて支援することが大切であるという内容へ私自身も薬乱教室の内容をシフトしている。

今後も薬の販売を通して若者の SOS を受け止められるような、地域のゲートキーパーとしての役割を発揮していきたい。

議題３「自殺対策基本法第 23 条第１項に基づく協議会について」

障害保健支援課より資料３を説明

【意見・質問】

（委員）

須崎市では、中高生の自殺として近年９年間で２件程度あり、決して少ない数字ではなく、取り組みを続けていかないといけないと感じている。

中学生に対しては、以前から赤ちゃんとのふれあい体験を通じて自分も大切な命であること、大切な存在であるということを広報し、お守り型のリーフレットを渡している。意外と大事に持っていてくれており、お守りの連絡先に相談してみようと思うという声もアンケートにあった。学校も統合があり、中学校自体も２校に減っているため、これから SOS を出す教育についても学校と連携を重ねていきたい。

学校との繋がりにくさについては、継続して相談体制を続けて行うことが難しいと感じている。連携できていても先生や保健師が変わると、難しくなるところが課題で、不登校の相談もあるものの、継続して学校と一緒に取り組んでいくことがまだ頑張ってやらないといけないと思っている。また精神保健福祉センターにも協力いただき、思春期の支援検討や妊産婦の支援検討でケースで困った時に医療的な見立てをもらったり、どのように連携すればいいか相談して、その支援をまた学校に還元したりしている。

（会長）

今回の法定協議会の設置について、須崎市では今どのような苦労をされているか。

（委員）

まだ思春期の支援検討を継続して行っていく段階であり、行政は縦割りなところがあるため教育委員会や庁内での連携がまず課題である。方針が一致すればもう少し学校とも話を持っていきやすいのではないかなと思う。

（会長）

普段の活動をどう中身のあるものにしていくかを検討し、取り組んでいるところはすごいと思うが、そういったことができる源は何か。

（委員）

やはり自分たちが現場に出た時、他の関係機関と一緒に訪問したりケースと関わる中で、「もう少しこのようになったらいいのに」という声を拾い集め、自分達も支援が繋がっていく体制があったらやりやすいなと考えているからだと思う。

（委員）

須崎市と同じように連携の部分で非常に悩むことが多い。庁内でも各部署がそれぞれに関わる中で、必要なときに一緒にタッグを組んでいるが、担当者が変わると連携がスムーズにいかないこともある。組織的にどのように仕組みを作れば連携がより充実していくものになるのか、日々悩んでいるところ。

（会長）

法定協議会をただ設置するだけでなく、中身があるものにしていく、またそれを県がバックアップしていくことの大切さがわかった。市町村で法定協議会を作っていくための課題として、教職員との連携体制が築きづらいことが挙げられるが、県の教育委員会の方から何か一言ないか。

（事務局）

こども・若者自殺危機対応チームとの連動の延長にこの法定協議会があるように捉えている。まさにSOSの出し方に関する教育が、未然防止、予防的な取り組みであり、リスクが高い子どもに対してはこども・若者自殺危機対応チームが継続した支援者支援を行っていく。それらを全体的に網羅するような地域の法定協議会が設置されることで、持続可能な取り組みになっていくのではないかと捉えている。

教育委員会でも連携した取り組みができるよう、指定校を徐々に広げながら、各福祉保健所の協力を得て取り組みを進めていきたい。

（会長）

司法書士会は法定協議会に参加していただくことは可能なのか。

（委員）

司法書士は比較的に郡部など幅広くいるため、お声かけいただければ対応できる人材はいるかと思う。ただ司法書士が自殺対策で関われるところは借金問題が中心になるが、司法書士によっては対応できない可能性がある。

（委員）

ODの話で一つ覚えておいてほしいことは、咳止め薬の乱用は当然依存性があり、皆さんには幻覚・妄想という症状が思い浮かぶかもしれないが、実は精神症状として、激しい興奮と強い不安感がある。自殺にしても、その背景に乱用による激しい興奮や非常に強い不安感を起こすことを念頭に入れておき、中学、高校性の自殺で薬の乱用の有無も調べられたら、何かのきっかけになるかもしれない。

その他

高知県警察本部生活安全企画課より説明

（委員）

警察の強みは「24時間対応」と「機動力」。現場で何かあれば迷わず110番してほしい。

高知県では特殊詐欺の被害が約6億円規模にのぼり、20代から高齢者まで幅広く被害に遭っている。結婚資金、車の購入資金、老後資金、退職金などを失い、被害者は自殺を考える場合もあると思う。

そこでみんなで止めよう特殊詐欺ということで、「特殊詐欺対策アプリ」があり、アプリには国際電話や詐欺電話をブロックしたり、犯罪の最新の手口が確認できる主な機能がある。

1人だけでなく、県民、国民全員がダウンロードすることで効果が高まるため、ぜひ協力をお願いしたい。